

成年後見制度利用促進中核機関設置運營業

1 国の求める自治体の責務

国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村に対して、成年後見制度の利用促進計画の策定と制度の利用促進に係る中核機関の設置を求めている。

2 本市の動き

令和元年5月に策定した「北九州市成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度の利用が必要な対象者（認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人で判断能力が十分でない人）のより一層の制度利用を促進するため、地域連携ネットワークによる被後見人及び成年後見人等に対する支援、制度普及のための啓発活動を実施する中核機関を開設する。

3 名称・委託先・開設時期

- (1) 名称 (仮称)北九州市成年後見利用促進センター
- (2) 委託先 (一社)北九州成年後見センター「みると」
- (3) 開設時期 令和元年10月予定

4 中核機関に求められる業務

- (1) 広報機能
- (2) 相談機能
- (3) 成年後見制度利用促進機能
 - ・市民後見人の養成と名簿の整備
 - ・成年後見人等を担う法人の協力のもと法人後見人名簿の備え
 - ・親族後見人等支援のための研修実施
- (4) 後見人支援機能
 - ・後見人と各サービス提供事業者等との協議の場の設定
 - ・地域ケア会議等の招集調整
 - ・第三者後見人からの軽易な相談対応
- (5) 不正防止効果

なお、(社福)北九州市社会福祉協議会権利擁護・市民後見センター「らいと」にも4の(3)の一部機能を分散し委託。中核機関に求められる機能のうち、(2)、(3)は既存の事業で実施。

5 中核機関の共同利用

連携中枢都市圏の中核都市として、圏域の住民全体の暮らしを支えるため、他自治体に率先して中核機関を整備し、その中核機関を近隣自治体と共同利用することで、個別で中核機関の設置が困難な近隣自治体を支援する。

6 事業費 2,000千円 (令和元年度)

※事業費は、4の「(1)広報機能」、「(4)後見人支援機能」の経費に限定。